

役員等に関する報酬・費用弁償等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）の定款第19条の規程に基づき、この法人の役員
の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤の理事及び常勤の監事（以下「常勤役員」という。）には報酬を支給することができる。ただし、常勤役員の内、職員兼役員には職員としての給与を支払うことができる。

- 2 常勤の理事の報酬は、本規程第9条に定められた役員報酬基準に基づきこの法人の収支状況を勘案し、理事会で決定する。
- 3 費用弁償の額は、必要とした実費の範囲内で支払うものとする。
- 4 常勤の監事の報酬は本規程第9条に定められた役員報酬基準に基づきこの法人の収支状況を勘案しかつ監事の協議により 決定する。

(常勤でない理事及び監事の報酬等)

第4条 常勤でない理事及び監事には、その地位にあることのみに基づいては報酬を支給しない。

- 2 前項にかかわらず、常勤役員に準ずる役務の提供に対しては、前条に準ずるものとする。
- 3 費用弁償の額は、必要とした実費の範囲内で支払うものとする。

(報酬額)

第5条 本規程第9条の役員報酬基準の内、1号、2号は主として第4条2項に

該当する場合であり、3、4号は第3条に該当する場合である。いずれの場合もこの法人の収支状況及び各役員の年数・職務の軽重も勘案して報酬額を決定することができる。

(賞与、退職慰労金等)

第6条 役員に対して、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬の支払方法)

第7条 常勤の役員に対する報酬は、第9条で定められた額を毎月本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事及び評議員に対する報酬は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用の支払方法)

第8条 役員が負担した費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(役員報酬基準)

第9条 役員報酬基準を以下のとおりとする。

1号 10,000円

2号 20,000円

3号 60,000円

4号 80,000円

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は令和2年10月1日から施行する。